

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、「技術と信頼」の経営理念の下、持続的な成長と企業価値向上のため、経営の監督機能を強化しつつ積極果敢な経営判断を促す仕組みの構築が重要であるとの考えに基づき、コーポレート・ガバナンス体制の充実・強化に取り組んでおります。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・方針につきましては、「ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下、「基本方針」とする)としてまとめ、当社ウェブサイト上に公開しております。

(<http://www.nireco.jp/company/governance.html>)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2 - 4】

議決権の電子行使を可能とするための環境作りにつきましては、コストの面から実施しておりません。また、招集通知の英訳につきましては、海外投資家の持分が低いことを鑑み、業務効率及びコストの面から実施しておりません。

【補充原則3 - 1 - 2】

現状は、海外投資家の持分が低いことを鑑み、業務効率及びコストの面から実施しておりません。

【補充原則4 - 8 - 1、2】

当社の取締役会の員数6名のうち独立社外取締役が3名という構成になっていることから、十分に積極的な議論への参加及び相互の連携も取れる環境となっており、独立社外取締役のみを構成員とする定期的な会合の開催及び筆頭独立社外取締役を設定する必要性はないと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4】

基本方針の第4条(政策保有株式)をご参照ください。

【原則1 - 7】

基本方針の第5条(関連当事者間の取引)をご参照ください。

【原則3 - 1】

(1)基本方針の(経営理念)及び当社ウェブサイトの決算説明資料

([http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan\\_briefing\\_4q\\_20173.pdf](http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan_briefing_4q_20173.pdf))をご参照ください。

(2)基本方針の(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)をご参照ください。

(3)基本方針の第18条(取締役(監査等委員である取締役を除く。))の報酬)をご参照ください。

(4)基本方針の第16条(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者の指名)及び第17条(監査等委員である取締役候補者の指名)をご参照ください。

(5)第91回定時株主総会招集通知をご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1】

当社の取締役会は、法令及び定款に定められているもののほか、以下記載事項等を含め重要な経営に関する事項を取締役会にて決議することと「取締役会規程」において定めております。

(主な取締役会決議事項)

- ・重要な事業計画に関する事項
- ・重要な諸規則の制定及び改廃に関する事項
- ・重要な契約に関する事項
- ・営業の一部又は重要な固定資産の譲渡又は譲受に関する事項 等

【原則4 - 8】

当社の取締役6名のうち3名が基本方針の別紙で定める独立性判断基準を満たす独立社外取締役です。

【原則4 - 9】

基本方針の第22条(独立社外取締役の独立性判断基準)及びその別紙の(独立社外取締役の独立性判断基準)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1】

基本方針の第16条(取締役(監査等委員である取締役を除く。))候補者の指名)をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 2】

当社の取締役の兼任状況は第91回定時株主総会株主総会招集通知をご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 3】

91期(2016年3月期)取締役会の実効性評価の結果について

当社は2017年3月に取締役を対象に取締役会の実効性評価のアンケートを実施、4月の取締役会にて、アンケート結果を踏まえて分析・評価を実施しました。

その結果、当社取締役会は総じて有効に機能しているという分析結果となりました。その上で、更なる有効な議論が進められるような環境の整備に向けて、以下改善が必要だと認識が共有されました。

- ・上程議案について、より実質的な議論ができるように、関連資料をできる限り早期に配布すること

・中長期の経営の方向性や戦略について、深い議論をする機会を多く持つこと  
 ・より効果的なトレーニング機会の提供を検討すること  
 当社は、今回の評価結果を踏まえて、取締役会の実効性向上を目指し、改善に取り組んでいきます。  
 【補充原則4 - 14 - 2】  
 基本方針の第24条(取締役のトレーニング)をご参照ください。  
 【原則5 - 1】  
 基本方針の第25条(株主・投資家との対話基本方針)及びその別紙の(株主・投資家との建設的な対話に関する方針)をご参照ください。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託新日鐵住金退職口再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	580,400	7.80
ニレコ取引先持株会	530,900	7.20
極東貿易株式会社	469,590	6.30
株式会社東京都民銀行	364,640	4.90
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	333,700	4.50
ニレコ従業員持株会	255,859	3.50
浅井 美博	238,000	3.20
住友金属鉱山株式会社	231,000	3.10
株式会社みずほ銀行	182,312	2.50
株式会社ヒラノテクシード	177,400	2.40

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
中野 厚徳	弁護士													
橋本 光男	その他													
佐藤 順一	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中野 厚徳				当社は、中野 厚徳氏について、弁護士をはじめとした様々な資格に基づく専門的な見識及び経験を有しており、それらの経験・見識を活かし、独立した立場で当社経営に対する監視・助言の役割を十分に果たせる人物であると判断しております。また、その経歴に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として引き続き指定しています。

橋本 光男				当社は、橋本 光男氏について、長年にわたり研究開発に携わった経験に基づく技術的知見及び教育機関における責任者として培った経験を有しており、それらの経験・見識を活かし、独立した立場で当社経営に対する監視・助言の役割を十分に果たせる人物であると判断しております。また、その経歴に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として新たに指定しています。
佐藤 順一				当社は、佐藤 順一氏について、監査役としての豊富な経験を有しており、それらの経験・見識を活かし、独立した立場で当社経営に対する監視・助言の役割を十分に果たせる人物であると判断しております。また、その経歴に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として新たに指定しています。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室がこれにあたり、その使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査室と連携して職務に当たることとしています。具体的には、次のようなことを行います。

- ・会計監査人の評価基準及び選任基準により、独立性と専門性について確認する。
- ・会計監査人の報酬について、前項の評価を参考に報酬額について同意を与える。
- ・監査等委員、会計監査人、内部監査室、経理部を交えた定例のミーティングを毎四半期及び通期決算時に実施し、監査方針、監査計画、監査実施状況等についての意見交換を行い、さらに、会計監査人が会計監査を適正に行うために必要な品質管理基準の遵守状況についての説明を受ける。

これらを通して、相互チェックを行いつつ緊密な連携に努めています。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	3名
--	----

### その他独立役員に関する事項

当社は基本方針の中で、「独立社外取締役の独立性判断基準」を策定しており、その基準を充たす社外取締役を全て独立役員として指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

## 該当項目に関する補足説明

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業績向上意欲を高め、報酬に対するガバナンス強化を目的に、第90回定時株主総会の決議をもって、定額報酬、業績連動報酬及び株式報酬による構成としました。業績連動報酬は、毎期の連結経常利益に対して決められた割合を支給するものです。また、株式報酬は、株式報酬型ストックオプションを毎期の連結営業利益率に応じた職位ごとの口数を毎年付与するものです。

### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

## 該当項目に関する補足説明

付与対象者は取締役及び執行役員

### 【取締役報酬関係】

### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

2017年3月期の当社取締役、監査役に対する報酬額は次のとおりです。  
84百万円(取締役(監査等委員である取締役を除く。))69百万円、取締役(監査等委員)10百万円、監査役4百万円)

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

第91期有価証券報告書の第4の6コーポレートガバナンスの状況等  
([http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan\\_report\\_4q\\_2017.pdf](http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan_report_4q_2017.pdf))の記載をご参照下さい。

### 【社外取締役のサポート体制】

1. 取締役が取締役会で十分な議論が可能となるように、取締役会の運営について以下のようなことを行っています。
  - ・取締役会の年間スケジュールを作成し、審議事項の年間計画を立てている。
  - ・取締役会において十分な議論ができる適切な審議時間を設定している。
  - ・重要度が高い議案については、前月において議案の趣旨をあらかじめ説明している。
2. 社外取締役は全員が監査等委員であり、その監査等委員の活動を支援し、職務の執行に必要な情報提供及び監査等委員に代わって社内監査・調査を実施すべく、内部監査室を置いています。
3. 取締役の職務執行に必要な予算を確保しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、平成28年6月28日開催の第90回定時株主総会における承認可決により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へと移行しました。この移行により、企業統治の体制として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)を5名以内、監査等委員である取締役を4名以内とする取締役および取締役会、監査等委員会並びに会計監査人を置く旨を定款において規定しています。この規定に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役3名)、会計監査人を選任しています。また、毎月1回開催する取締役会において、監査等委員である取締役を含めた全取締役参加の下、経営の重要事項を決定します。また、「ニレコ コーポレート・ガバナンス基本方針」を策定し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる整備・強化を進めています。なお、当該方針において独立社外取締役の独立性判断基準を定めており、その基準に則った独立社外取締役を2名選任しています。

第91期有価証券報告書の第4の6コーポレートガバナンスの状況等  
([http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan\\_report\\_4q\\_2017.pdf](http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan_report_4q_2017.pdf))の記載をご参照下さい。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより監査・監督機能の強化に繋がれること、社外取締役を複数選任することにより独立した立場から株主をはじめとしたステークホルダーの視点を踏まえた議論が活発に行われ、意思決定の透明性・客観性が確保されること、取締役に業務執行の権限委譲を進めることで意思決定の迅速化が図れること等により、当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実・強化につながるものと判断しました。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定発送日の1営業日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会開催日は集中日を避けた設定をしており、最新の第91回定時株主総会は平成29年6月28日に開催しました。
その他	株主の皆様への早期情報開示の観点から、最新の第91回定時株主総会招集通知については、発送日前にTD Net及び当社ウェブサイトへ掲載しました。 ( <a href="http://www.nireco.jp/ir/plenary_session/share_syosyu_91.pdf">http://www.nireco.jp/ir/plenary_session/share_syosyu_91.pdf</a> )

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイト「情報開示基本方針」として掲載しています。 ( <a href="http://www.nireco.jp/ir/info.html">http://www.nireco.jp/ir/info.html</a> )	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に、決算説明資料を自社ホームページに公開し、業績の実績及び見通し、経営方針などの説明をしております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト「IR関連情報」として、決算説明資料、決算短信、有価証券報告書、株主通信やニュースリリースなどのIR資料を掲載しています。 ( <a href="http://www.nireco.jp/ir/archive.html">http://www.nireco.jp/ir/archive.html</a> )	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部にてIR活動全般の企画・運営を担っています。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ニレコ行動規範」及び「ニレコ行動指針」を策定し、ステークホルダーとの関わりにおいて、社員が遵守すべき行動を“私たちは「技術と信頼」の理念に基づき、全ての役員・従業員が遵守すべき行動規範を定め、高い倫理観を持って健全な企業活動を行ない、社会に貢献する企業となります。”と規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成26年4月に、当社グループ・サプライチェーンCSRガイドブックを作成し、取引先の協力の下、あらゆる法律、社会規範を遵守し、環境保全などの社会的責任を果たす取り組みを積極的に推進しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ニレコ行動規範」及び「ニレコ行動指針」を策定し、ステークホルダーとの関わりにおいて、社員が遵守すべき行動を“私たちは、ステークホルダーはもとより、広く社会とのコミュニケーションを行ない、企業情報を適時かつ公正に開示いたします。”と規定しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令に基づき、当社グループの業務の適正を確保するための体制の整備について取締役会で決議し、当該決議に則って内部統制システムを構築し、当社グループの実効性ある体制の整備及びその運用をしております。監査等委員会設置会社への移行に伴い改定された「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
    - a. 当社及び子会社の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、企業集団のコンプライアンス・ポリシーとして「行動規範」及び「行動指針」を定め、法令と企業倫理の遵守を当社の企業活動の原点とする。
    - b. 当社及び子会社の代表者により構成されるコンプライアンス委員会を置き、コンプライアンスに関する諮問を受けるとともに企業集団のコンプライアンス・プログラムを策定・強化する。
    - c. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。
  - (2) 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に対する体制  
代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について全社的な統括責任者を取締役の中から任命し、その者が作成する文書管理規程により、これらの記録を常時閲覧できるものとする。
  - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
事業部及び部門は、それぞれのリスクの管理を行う。事業部及び部門の長は、定期的に事業報告の一環としてリスク管理の状況を取締役会に報告する。また、当社及び子会社の横断的なリスク状況の監査並びに新たに生じたリスクへの対応方針はコンプライアンス委員会が定め、リスクへの対応は当社及び子会社の管理部門がそれぞれにおいて行うものとする。
  - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
    - a. 監査等委員会設置会社の体制により取締役会の役割を意思決定と監督に機能を絞るとともに執行役員制度に基づき業務執行権限を託すことにより、経営の意思決定と執行の分離を図ることで意思決定の迅速化と効率化を図る。
    - b. 中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役に対しては業績に連動した報酬を一部導入する。
    - c. 当社及び子会社それぞれにおいて、社内規定で明確化された職務分掌及び権限に基づき業務運営を行う。
  - (5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
    - a. 当社及び子会社のそれぞれが自律的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、その上で当社が適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、当社及び子会社からなる事業集団における業務の適正化を図る。
    - b. 当社は関係会社管理規程に基づく各種報告の受領及び定性情報のモニタリング等を実施するとともに、内部監査規程に基づく企業集団全体としての内部統制監査を実施する。
    - c. 金融商品取引法に基づく財務報告及び資産保全の適正性確保のため、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制並びに資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。
  - (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制  
監査等委員会を補助すべき使用人として、内部監査室のスタッフがこれにあたる。
  - (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
内部監査室における監査等委員会を補助する業務を担当する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。
  - (8) 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他、監査等委員会への報告に関する体制
    - a. 監査等委員は取締役会、部長会あるいはコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、報告を聞き、意見を述べることのできる権利を有するものとする。
    - b. 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生したとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
    - c. 内部通報制度に基づく通報の窓口は社外取締役とする。
    - d. 内部通報制度に基づく通報者が不利益となる取扱いを禁止するとともに、通報者がそのような取扱いを被らないよう適切な措置を執る。
    - e. 監査等委員会が適正な監査の実施のために社外の専門家へ調査・鑑定・助言を委託するに際し、当該委託業務に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと認められる場合を除き、当社はこれを拒むことはできない。
- 第91期有価証券報告書の第4の6コーポレートガバナンスの状況等  
([http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan\\_report\\_4q\\_2017.pdf](http://www.nireco.jp/ir/archive/kessan_report_4q_2017.pdf))の記載をご参照下さい。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本方針については、内部統制の基本的な考え方の中で、「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係は持たせない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な連携の下、担当部署を中心に組織的に対応し、利益供与は絶対に行わない。」としています。

総務部が担当部署として、警察など外部機関と連携し、情報の収集と社内啓蒙に努めています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 1. 基本方針

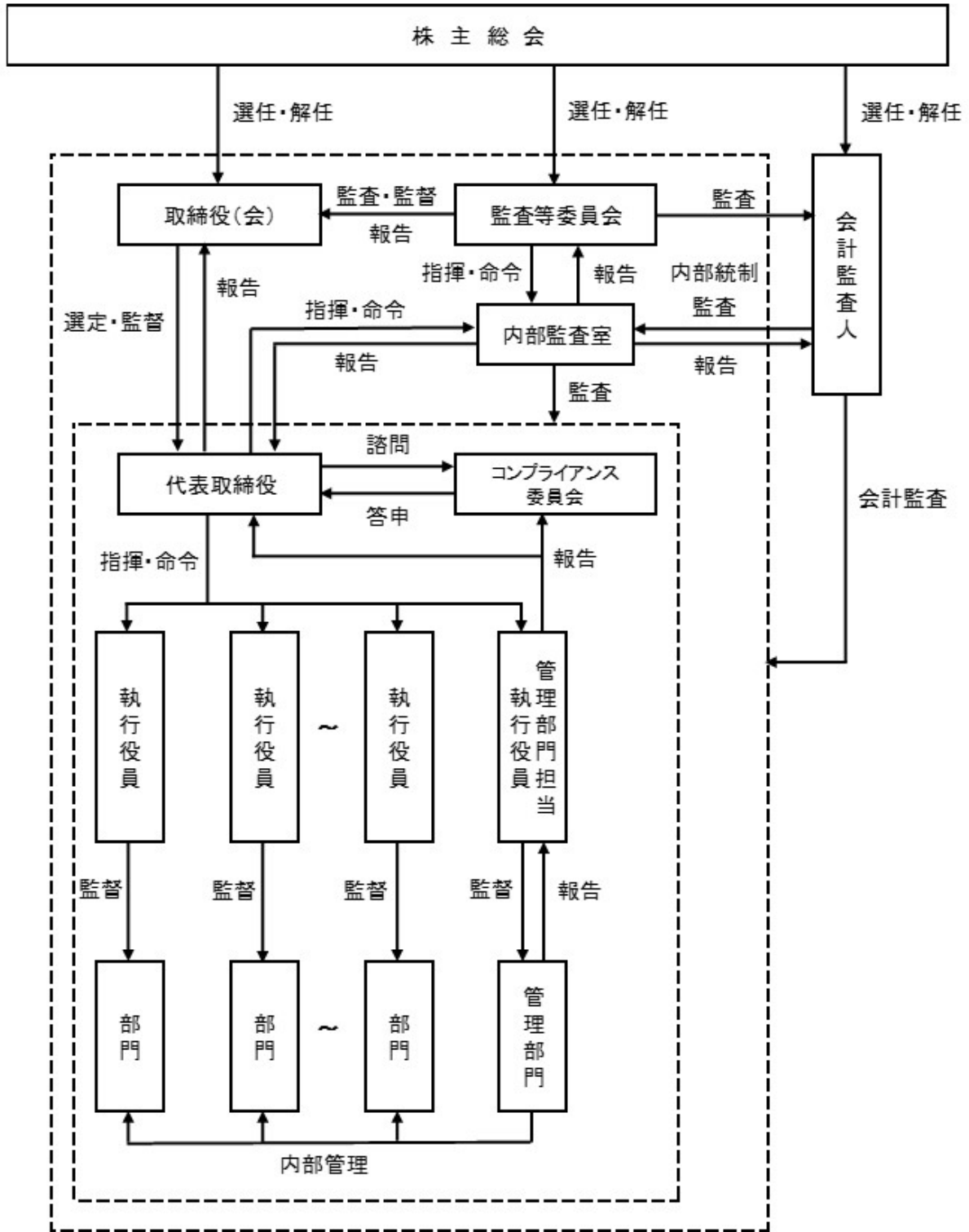
当社は投資家の信頼維持・向上を目指し、会社情報や投資判断に重要な影響を与える情報について、適時適切な開示に努めています。また、常に投資者の立場で正確かつ迅速に会社情報を開示できる社内体制をより一層充実させるよう努めていきます。

#### 2. 社内体制

情報開示担当役員が当社における重要な決定事項・発生事項などについて、金融商品取引法をはじめとした関係諸法令、東京証券取引所所定の開示規則などに基づく開示の必要性の有無、公表の時期・方法などの検討を行い、必要に応じて取締役会の決議を経て、速やかに公表することとしています。公表は経営企画部が情報開示担当役員の管理の下、東京証券取引所への届け出、記者クラブへの投函などによる情報開示を実施しています。



コーポレートガバナンス体制模式図



情報開示体制模式図

